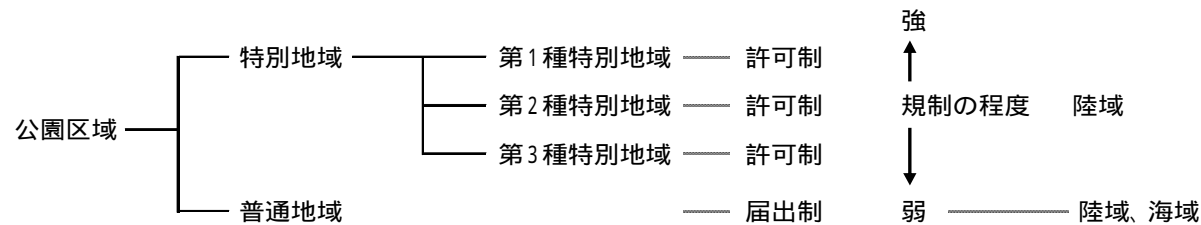


自然公園における各種行為について

自然公園内において工作物の新築等の各種行為を行う場合、公園内の風致景観を保護するために、県立自然公園条例に基づき、許可または届出が必要です。

1 自然公園の区域について

自然公園区域は保護規制計画により次のように分類されています。



2 自然公園内特別地域、普通地域の要許可、届出行為について

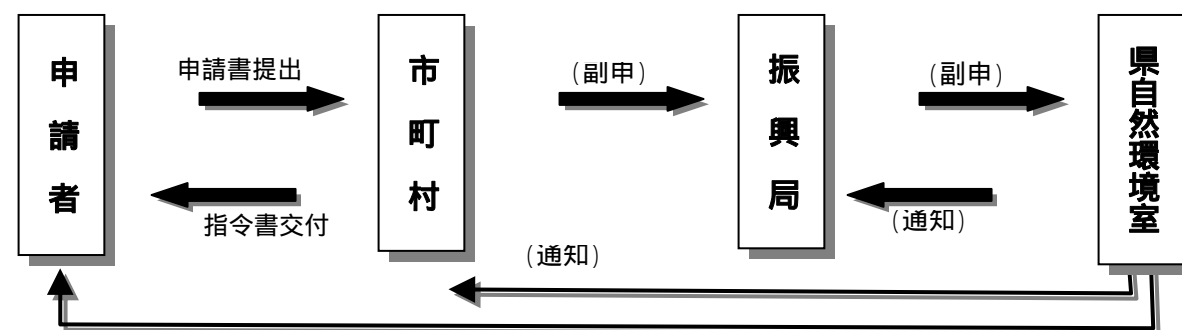
(1) 特別地域内で次のような行為を行う場合、許可が必要です。

- ・ 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ・ 木竹を伐採すること。
- ・ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ・ 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。
- ・ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- ・ 屋外において土石その他の環境大臣若しくは県知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- ・ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ・ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- ・ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- ・ その他

(2) 普通地域内で次のような行為を行う場合、届出が必要です。

- ・ 一定の規模を超える工作物(例：建築物にあっては高さ1.3m又は延べ面積1,000㎡)を新築し、改築し、又は増築すること。
- ・ 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。
- ・ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- ・ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ・ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ・ 土地の形状を変更すること。
- ・ その他

3 許可申請手続きについて



〔大規模な開発等については事前協議が必要〕

(指令書交付)

4 特別地域内の主な行為に対する許可基準の要点

行為	区分	第1特別地域	第2特別地域	第3特別地域		
工作物の新築増改築	建築	既存の建築物の改築、建替、災害復旧のための新築又は学術研究、公益上必要と認められる建築以外は許可しない。	建築物にかかる土地の地形勾配が30%以下であること。 公園事業たる道路から2.0m、その他の道路又は敷地境界線から5m以上離れていること。 高さ制限: 1.3m(分譲地等内では1.0m)以下であること。 建築制限面積: 2,000㎡以下であること。 屋根及び壁面の色彩並びに形態が自然との調和を乱さないこと。 (原則として、屋根の形態については勾配屋根とする。色彩については原色を避ける。) 山稜線を分断する等眺望の対象に支障をあたえないこと。 建ぺい率、容積率制限			
			地域	敷地面積	総建築面積	総延べ面積
			第2種	500㎡未満 500㎡以上1,000㎡未満 1,000㎡以上	10% 15% 20%	20% 30% 40%
			第3種		20%	60%
建築面積とは地上に露出した部分の水平投影面積をいう。その他にも工法上等の諸制約がある。						
新築増改築	車道	公益上、地域住民の日常生活上又は農林漁業等のため必要であること。 その他盛土、残土の処理、法面の選択等に制約がある。				
	分譲地造成	許可しない	土地の形状変更を伴わないこと。 一分譲区画が1,000㎡以上であること。 一定割合の保存緑地を残すこと。 2.0ha以下のものであること。			
	屋外運動施設	許可しない	総施設面積の敷地面積に対する割合が第2種特別地域については40%以下、第3種特別地域については60%以下であること。 運動施設にかかる地形勾配が10%以下であること。 公園事業道路から2.0m、その他の道路又は敷地境界線から5m以上離れていること。 水平投影面積の和が2,000㎡以下であること。			
	一般工作物	建替、学術研究、公益上必要と認められる建築以外は許可しない。	公園事業道路の路肩から2.0m以上離れていること。 展望の著しい妨げにならないものであること。 色彩・形態が周辺の風致景観と不調和でないこと			
木竹伐採	原則禁伐(一定の条件による単木択伐)	原則択伐法による風致景観上の要件に応じ、単木伐採又は原則2ha以内等の条件による皆伐。	特に要件なし。			
鉱物採掘、採石	坑口がこの地域にかかるもの、新規の露天掘りは許可しない。	新規の露天掘りは許可しない。	新規の露天掘りは許可しない。但し現地形を大幅に改変するおそれのないもの。			
河川増減等	公益上又は地域住民の日常生活上必要なものであること。 風景維持上又は生物の生息上重大な支障がないものであること。					
広告物設置	目的要件: 営業のため、誘導のため必要なものであること。 高さ制限: 5m以下であること。 面積制限: 5㎡であること。誘導用にあつては、1㎡以下であること。 色彩制限: 強い印象を与えるものでないこと。					
水面埋立て干拓	学術研究上必要なもの以外は許可しない。	公益上又は地域住民の日常生活上必要なものであること。				
土地形状変更	学術研究、公益上必要と認められるもの以外は許可しない。	集団的に建築物を建築させるための敷地造成(いわゆるヒナ段式敷地造成をいう。)でないこと。 ゴルフ場の造成として行われるものでないこと。 土地の形状変更が必要最小限のものであること。 土砂流出のおそれのないもの。				

<お問い合わせ先> 県自然環境室
県振興局衛生環境課、各市町村自然公園担当課